【案】

柏崎市地域防災計画
（原子力災害対策編）

令和８年（２０２６年）　月修正

新旧対照表

柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）

目次

修正前	修正後	修正理由
（略） 第３章　緊急事態応急対策 （略） 第５節　住民等への的確な情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59 （略） ３　住民等からの問い合わせに対する対応 （略）	（略） 第３章　緊急事態応急対策 （略） 第５節　住民等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59 （略） ３　住民等からの問合せに対する対応 （略）	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>修正理由</th></tr>
<tr>
<td>

第１節～第６節　（略）

第７節　発電所の状態に基づく緊急事態区分

１（略）

２　警戒事態

（略）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（追加）を開始する必要がある段階。

第８節　関係機関の事務又は業務の大綱

（略）

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	１～８　（略） ９　住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 10～29　（略）	（略） 総合企画部 （略）
（略）		
新潟県	１～14　（略） 15　住民等からの問い合わせに対する対応に関すること 16～40　（略）	（略） 〃 （略）

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	１　原子力施設の防災管理に関すること ２　従業員等に対する教育、訓練に関すること ３　関係機関に対する情報の提供に関すること	安全総括部 防災安全グループ

</td>
<td>

第１節～第６節　（略）

第７節　発電所の状態に基づく緊急事態区分

１（略）

２　警戒事態

（略）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で定める施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するＥＡＬのうち、原子力発電所において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階。

第８節　関係機関の事務又は業務の大綱

（略）

関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
柏崎市	１～８　（略） ９　住民等からの問合せに対する対応に関すること 10～29　（略）	（略） 総合企画部 （略）
（略）		
新潟県	１～14　（略） 15　住民等からの問合せに対する対応に関すること 16～40　（略）	（略） 〃 （略）

原子力事業者の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	連絡窓口
東京電力ホールディングス株式会社	１　原子力発電所の防災管理に関すること ２　従業員等に対する教育、訓練に関すること ３　関係機関に対する情報の提供に関すること	安全総括部 防災安全グループ

</td>
<td>原子力災害対策指針改正を踏まえた修正

防災基本計画の記載に合わせた文言の整理

県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	修正理由

	4　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7　原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8　国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9　汚染物質の除去等に関すること	

第９節　用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用　語	解　説
（略）	
避難退域時検査	放射性物質が放出された後のＯＩＬに基づく避難の際に、避難や一時移転する者の汚染状況を確認することも目的として実施される検査
プルーム	気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団（追加）
（略）	
モニタリングポスト	原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近等に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の２種類がある。）
ＥＡＬ	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準
（略）	

	4　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7　原子力防災センター（現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会等）への防災要員及び緊急時モニタリングセンターへの要員の派遣に関すること 8　国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 9　汚染物質の除去等に関すること	

第９節　用語の解説

この計画における主な用語は、次のとおりとする。

用　語	解　説	修正理由
（略）		
避難退域時検査	放射性物質が放出された後のＯＩＬに基づく避難の際に、国からの指示に基づき、避難や一時移転を伴う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査	防災基本計画の記載に合わせた文言の見直し
プルーム	気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団。ここでは原子力発電所から放出された放射性物質を含むものをいう。	県地域防災計画との整合
（略）		
モニタリングポスト	原子力発電所周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して周辺監視区域境界付近等に設置され放射線の連続モニタを備えた野外測定設備のこと。 （据え付け型と追加の測定用の可搬型の２種類がある。）	県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
ＥＡＬ	緊急時活動レベル（Emergency Action Level）のこと。避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力発電所の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準	県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
（略）		

修正前		修正後		修正理由
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、入院患者、外国人等をいう。（災害対策基本法第８条第２項第１５号関係）	要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、入院患者、外国人等をいう。（災害対策基本法第８条第２項第１７号関係）	災害対策基本法改正に伴う修正
（略）		（略）		
緊急時対応センター （ＥＲＣ）	緊急事態が発生した場合に、原子力施設の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。	緊急時対応センター （ＥＲＣ）	緊急事態が発生した場合に、原子力発電所の情報や放射性物質の拡散状況に関する予測・モニタリング結果等を収集し、これをもとに、避難指示等の住民の防護対策の立案や、物資等の緊急輸送の調整等に当たる拠点として、原子力規制委員会に設置される。	県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等	防災業務関係者	緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力発電所内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等	県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
緊急事態応急対策	原災法第26条第１項第１号から第８号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策 （緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）	緊急事態応急対策	原災法第２６条第１項第１号から第８号に示される事項で、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策 （緊急事態応急対策の例：放射線量の測定、被災者の救難、交通の規制、緊急輸送の確保、放射性物質による汚染の除去等）	表記の修正
（追加）	（追加）	屋内退避	主にプルーム通過時の被ばくの低減を目的とする防護措置。屋根や壁等の遮蔽効果のある建物にとどまることで、原子力発電所から放出されたプルームや地表面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくを低減するとともに、気密性のある建物内に侵入することを抑制し、放射性物質の吸入による内部被ばくを低減する効果がある。	原子力災害対策指針改正に関連して、屋内退避の目的と効果を明確にするため反映、県地域防災計画との整合

修正前	修正後	修正理由
第１節～第４節　（略）	**第１節～第４節　（略）**	
第５節　災害応急体制の整備	**第５節　災害応急体制の整備**	
１　（略）	１　（略）	
２　防災体制の整備	**２　防災体制の整備**	
⑴～⑹　（略）	⑴～⑹　（略）	
⑺　防災関係機関相互の連携体制 市は、平常時から原子力防災専門官を始めとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	⑺　防災関係機関相互の連携体制 市は、平時から原子力防災専門官を始めとする国、県、重点区域を含む他の市町村、自衛隊、警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と応急対策活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	防災基本計画の反映
⑻～⑼　（略）	⑻～⑼　（略）	
３　原子力防災センター	**３　原子力防災センター**	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　原子力防災センターの活用 市は、県、国及び関係市町村とともに、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	⑵　原子力防災センターの活用 市は、県、国及び関係市町村とともに、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、平時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	防災基本計画の反映
４　（略）	**４　（略）**	
５　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	**５　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え**	
市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射線測定等）については、あらかじめ、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射線測定等）については、あらかじめ、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	防災基本計画の反映

修正前	修正後	修正理由
６　救助・救急及び消火活動体制の整備	**６　救助・救急及び消火活動体制の整備**	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　消火活動用資機材等の整備 市は、平常時から県及び原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。	⑵　消火活動用資機材等の整備 市は、平時から県及び原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行う。	防災基本計画の反映
⑶～⑷　（略）	⑶～⑷　（略）	
⑸　原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防本部及び市への迅速な通報のため、消防計画等に基づき通報設備及び通報体制を整備する。	⑸　原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防本部及び市への迅速な通報のため、消防計画等に基づき通報設備及び通報体制を整備する。	防災基本計画の反映
７～８　（略）	**７～８　（略）**	
９　自衛隊との連携体制	**９　自衛隊との連携体制**	
市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。 また、県と適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行う。	市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。 また、県と適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平時からその想定を行う。	防災基本計画の反映、文言の整理
第６節　情報の収集・連絡体制等の整備	**第６節　情報の収集・連絡体制等の整備**	
１～２　（略）	**１～２　（略）**	
３　情報の分析整理	**３　情報の分析整理**	
⑴　（略）	⑴　（略）	

修正前	修正後	修正理由
⑵　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 　市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。 　また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、県及び国とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	⑵　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 　市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。 　また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、県及び国とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	防災基本計画の反映
４　（略）	**４　（略）**	
５　原子力防災対策上必要な資料の整備	**５　原子力防災対策上必要な資料の整備**	
市は、県、国及び関係市町村と協力して、応急対策及び復旧対策を的確に実施するため、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料及び避難・屋内退避等に必要な資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターに適切に備え付ける。 　また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、県の指導のもと情報の電子化の推進に努める。	市は、県、国及び関係市町村と協力して、応急対策及び復旧対策を的確に実施するため、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料及び避難・屋内退避等に必要な資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターに適切に備え付ける。 　また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、県の指導のもと情報の電子化の推進に努める。	防災基本計画の反映
⑴～⑻　（略）	⑴～⑻　（略）	
第７節　原子力防災に関する知識の普及啓発	**第７節　原子力防災に関する知識の普及啓発**	
１　方針	**１　方針**	
市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。	市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平時から、国、県及び原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。	防災基本計画の反映
２　住民等に対する普及啓発項目	**２　住民等に対する普及啓発項目**	
⑴～⑺　（略） ⑻　原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問い合わせ先に関すること	⑴～⑺　（略） ⑻　原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問合せ先に関すること	
３～４　（略）	**３～４　（略）**	

修正前	修正後	修正理由
第８節～第９節　（略）	**第８節～第９節　（略）**	
第10節　緊急時モニタリング体制	**第10節　緊急時モニタリング体制**	
１　方針	**１　方針**	
県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力維持に努める。 なお、緊急時モニタリングは、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下で、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により実施される。市は、緊急時モニタリング結果に関する情報収集・連絡体制を構築する。	県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定結果を防護措置実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力維持に努める。 なお、緊急時モニタリングは、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下で、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により実施される。市は、緊急時モニタリング結果に関する情報収集・連絡体制を構築する。	防災基本計画の反映
２　緊急時モニタリング体制等の整備	**２　緊急時モニタリング体制等の整備**	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針（追加）に基づき、国、関係市町村、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。	⑵　緊急時モニタリング計画の作成 県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係市町村、原子力事業者及び指定公共機関等の協力を得て、「新潟県緊急時モニタリング計画」を作成する。	文言の整理
⑶　モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。	⑶　モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。	防災基本計画の反映
⑷～⑸　（略）	⑷～⑸　（略）	
⑹　訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。	⑹　訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。	防災基本計画の反映
⑺　原子力事業者の体制の整備	⑺　原子力事業者の体制の整備	

修正前	修正後	修正理由
原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。	原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。	防災基本計画の反映
第 11 節　原子力災害医療体制	**第11節　原子力災害医療体制**	
１（略）	１　（略）	
２　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備	**２　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備**	
⑶　県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。 なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、ＰＡＺにおいては、原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。	⑶　県は、安定ヨウ素剤について、住民避難が広域に分散し、多数の避難所が開設されるような事態も想定して、緊急時に迅速かつ適切に配布されるよう、県内各地の地域拠点への広域配備や分散備蓄の体制を整備する。 なお、緊急時に迅速かつ確実に服用できるよう、（削除）原子力災害対策指針に基づき、住民に対して事前配布する。	
３　（略）	３　（略）	
４　原子力事業者における体制の整備	**４　原子力事業者における体制の整備**	
⑴　原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者（追加）」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。	⑴　原子力事業者は、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。	文言の整理
第 12 節　避難・屋内退避実施体制の整備	**第 12 節　避難・屋内退避実施体制の整備**	
１～３　（略）	１～３　（略）	
４　要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備	**４　要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避体制の整備**	

修正前	修正後	修正理由
⑴　市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 　また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	⑴　市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 　また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。	防災基本計画の反映、文言の整理
⑵～⑻　（略）	⑵～⑻　（略）	
⑼　市は、観光客や地域外からの応急対策応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）を適切に避難誘導するため、平常時より情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。 　また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。	⑼　市は、観光客や地域外からの応急対策応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）を適切に避難誘導するため、平時から情報伝達体制や避難誘導体制の整備に努める。 　また、屋内退避が必要な場合に備え、一時的に退避できる施設をあらかじめ定める。	文言の整理
５　（略）	**５　（略）**	
６　避難・屋内退避の住人への事前周知	**６　避難・屋内退避の住人への事前周知**	
⑴　市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。	⑴　市は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民、在勤・在学者、観光客、一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問合せ先について、あらかじめ整理し、これを準備する。	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理
⑵～⑶　（略）	⑵～⑶　（略）	
７～８　（略）	**７～８　（略）**	
第 13 節　広域避難体制の整備	**第13節　広域避難体制の整備**	
１　（略）	**１　（略）**	
２　避難所の確保・調整	**２　避難所の確保・調整**	
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）	
⑶　市は、受入可能市町村と協力し、長期避難となった場合に備え、情報伝達方法、問い合わせ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。	⑶　市は、受入可能市町村と協力し、長期避難となった場合に備え、情報伝達方法、問合せ窓口の設置、生活環境設備の整備等について、あらかじめ計画を定める。	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理

修正前	修正後	修正理由
第 14 節～第 15 節　（略）	**第14節～第15節　（略）**	
第 16 節　住民等への的確な情報伝達体制の整備	**第16節　住民等への的確な情報伝達体制の整備**	
１　方針	**１　方針**	
市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。 また、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。	市は、県、国及び防災関係機関と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じ、住民等に提供すべき情報について、被災者の危険回避のための情報を含め、災害対応の局面や場所等に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市での対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。 また、原子力災害の特殊性に鑑み、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時から要配慮者及び一時滞在者に対する情報伝達体制の整備に努める。	防災基本計画の反映、文言の整理
２　情報伝達体制及び設備の整備	**２　情報伝達体制及び設備の整備**	
⑴　市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティＦＭ放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。	⑴　市は、県、国、防災関係機関、自主防災組織及び報道機関等と協力し、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネット（ソーシャルメディア等）、緊急速報メール・エリアメール、コミュニティＦＭ放送等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び実施者、住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理
⑵　市は、県及び国と連携し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設及び国際化協会等の協力を得ながら、平常時より要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。	⑵　市は、県及び国と連携し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉施設及び国際化協会等の協力を得ながら、平時から要配慮者及び一時滞在者等、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。	防災基本計画の反映、文言の整理
⑶　（略）	⑶　（略）	
３　（略）	**３　（略）**	
第17節　発電所等上空の飛行規制	**第17節　発電所等上空の飛行規制**	

修正前	修正後	修正理由
１（略）	１（略）	
２　航空交通管制機関との連絡調整	**２　航空交通管制機関との連絡調整**	
県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平常時より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平時から新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	防災基本計画の反映、文言の整理
第 18 節　複合災害時対応体制の整備	**第 18 節　複合災害時対応体制の整備**	
１～２　（略）	１～２　（略）	
３　情報の収集・連絡体制等の整備	**３　情報の収集・連絡体制等の整備**	
市は、複合災害時においても、県、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集（追加）連絡体制及び通信手段を整備する。	市は、複合災害時においても、県、国、関係市町村、防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。	文言の整理
４～１０（略）	４～１０　（略）	

第３章　緊急事態応急対策

修正前	修正後	修正理由
第１節　原子力災害対策本部等の組織及び運営 **１　方針** 市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。 また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）」及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。 **２～６　（略）**	**第１節　原子力災害対策本部等の組織及び運営** **１　方針** 市は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生を認知した場合若しくは通報を受けた場合には、柏崎市危機管理指針に基づく警戒本部（以下「原子力災害警戒本部」という。）又は災害対策基本法に基づく災害対策本部（以下「原子力災害対策本部」という。）を設置し、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、国、原子力事業者及び防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のためあらかじめ定められた活動体制を確立する。 また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、（削除）東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）（削除）及び柏崎市危機管理指針に基づき適切に対応する。 **２～６　（略）**	表記の修正
別　表　１　（略）	**別　表　１　（略）**	

修正前	修正後	修正理由

別　表　２

（略）	（略）	（略）	（略）
総合企画部	情報・交通班（企画政策課長）	企画政策課員 電源エネルギー戦略室員	１～４　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
市民生活部	環境衛生班（環境課長）	環境課員	１～３　（略） ４　ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理（追加）に関すること。 ５～12　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
子ども未来部	保健衛生班（子どもの発達支援課長）	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	１～７　（略）
	（略）	（略）	（略）
	児童福祉班（子育て支援課長）	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	１～３　（略） ４　市役所分館の施設被害状況の把握報告に関すること。
（略）	（略）	（略）	（略）

別　表　２

（略）	（略）	（略）	（略）
総合企画部	情報・交通班（企画政策課長）	企画政策課員 電源エネルギー戦略課員	１～４　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
市民生活部	環境衛生班（環境課長）	環境課員	１～３　（略） ４　ごみ処理場（削除）及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理並びにし尿受入施設の被害確認に関すること。 ５～12　（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
子ども未来部	保健衛生班（子育て支援課長）	子育て支援課員 保育課員	１～７　（略）
	（略）	（略）	（略）
	児童福祉班（子育て支援課長）	子育て支援課員 保育課員	１～３　（略） （削除）
（略）	（略）	（略）	（略）

機構改革に伴う修正

施設廃止に伴う修正

修正前	修正後	修正理由

文教部	学校教育班（学校教育課長）	学校教育課員 教育センター員	１～５　（略） （追加） ６　関係機関等との連絡調整に関すること。

別　表　３～別　表　４　（略）

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１～２　（略）

３　警戒事態発生時の連絡等

⑴　原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡

ア～ウ　（略）

エ　国の事故警戒本部は、ＰＡＺを含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

国の事故警戒本部は、県及びＰＡＺ内の市村との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。

オ　市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。

また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を、ＵＰＺにおける要配慮者等の屋内退避の準備を実施するよう、防災行政無線等により一斉伝達する。

カ～ケ　（略）

４　施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等

文教部	学校教育班（学校教育課長）	学校教育課員 教育センター員	１～５　（略） ６　市役所分館の施設被害状況の把握報告に関すること。 ７　関係機関等との連絡調整に関すること。

別　表　３～別　表　４　（略）

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１～２　（略）

３　警戒事態発生時の連絡等

⑴　原子力事業者及び関係機関相互の通報・連絡

ア～ウ　（略）

エ　国の事故警戒本部は、ＰＡＺを含む市村に対して、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の市町村に対して、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

この際併せて、気象情報を提供することとされている。

国の事故警戒本部は、県及びＰＡＺを含む市村との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。

オ　市は、国の事故警戒本部の要請又は県の指示により、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先や輸送手段の確保等）を、県の調整のもとで実施する。

また、住民等に対し、事態の進展に備え、速やかな帰宅と児童生徒等の保護者による迎えを要請するとともに、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を（削除）防災行政無線等により一斉伝達する。

カ～ケ　（略）

４　施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡等

県地域防災計画との整合

防災基本計画・原子力災害対策指針、県地域防災計画との整合

修正前	修正後	修正理由
⑴　原子力関係法令等に基づく通報・連絡 ア　発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信する（原災法第１０条に基づく通報）。さらに、直ちに本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。 イ　（略） ウ　国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の現地事故対策本部」という。）を設置する。 エ～ケ　（略） コ　市は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の現地事故対策本部、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。 サ～ス　（略） ⑵　（略） **５　全面緊急事態における通報・連絡等** ⑴　原子力関係法令等に基づく通報・連絡 ア　原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。	⑴　原子力関係法令等に基づく通報・連絡 ア　発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等をファクシミリで送信する（原災法第１０条に基づく通報）。さらに、直ちに本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。 イ　（略） ウ　国は、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。 エ～ケ　（略） コ　市は、原子力防災管理者、国の事故対策本部及び国の事故現地対策本部、県から通報・連絡を受けた事項並びに自らが行う応急対策活動の状況等について、関係する指定地方公共機関、その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、地区コミュニティ、自主防災会（町内会）等に、随時連絡することとする。 サ～ス　（略） ⑵　（略） **５　全面緊急事態における通報・連絡等** ⑴　原子力関係法令等に基づく通報・連絡 ア　原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生後、直ちに本市を始め県、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県内市町村、県警察本部、柏崎警察署、市消防本部、新潟海上保安部及び原子力防災専門官等に同時に事象発生の情報等に関する文書をファクシミリで送信する。さらに、本市を含む主要な機関等に対してはその着信を確認する。	文言の整理 誤記の修正 誤記の修正 文言の整理

修正前	修正後	修正理由
イ～ケ　（略）	イ～ケ　（略）	
６　（略）	**６　（略）**	
７　通信の確保等	**７　通信の確保等**	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	⑵　市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。	誤記の修正
⑶～⑸　（略）	⑶～⑸　（略）	
第３節～第４節　（略）	**第３節～第４節　（略）**	
第５節　住民等への的確な情報伝達活動	**第５節　住民等への的確な情報伝達活動**	
１　（略）	**１　（略）**	
２　住民等への情報伝達活動	**２　住民等への情報伝達活動**	
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）	
⑸　多様な媒体の活用 市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。 特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。	⑸　多様な媒体の活用 市は、情報伝達に当たって、県総合防災情報システム、防災行政無線（緊急告知ラジオを含む）、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、緊急速報メールなどの一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求める。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。 特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、県、受入市町村等と連携し、適切な情報提供がなされるよう努める。	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理
⑹～⑺　（略）	⑹～⑺　（略）	
３　住民等からの問い合わせに対する対応	**３　住民等からの問合せに対する対応**	防災基本計画の記載に合わせた文言の整理
市は、県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。	市は、県、国及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。	

修正前	修正後	修正理由
４　（略） 住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図 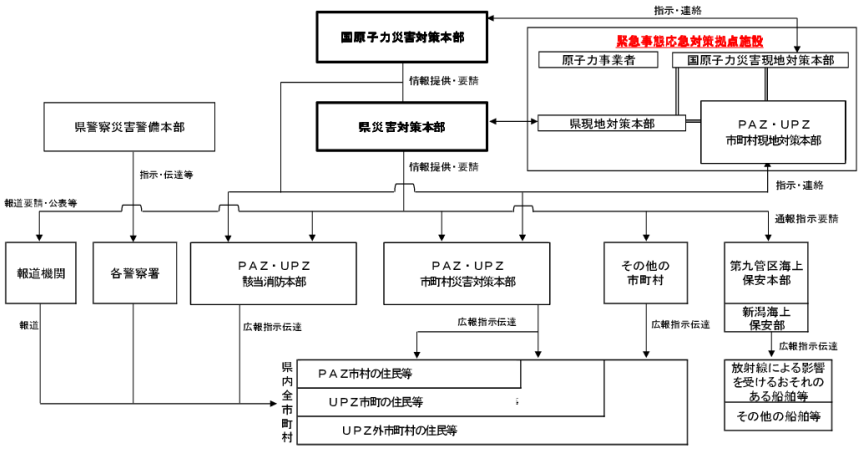 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より	４　（略） 住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図 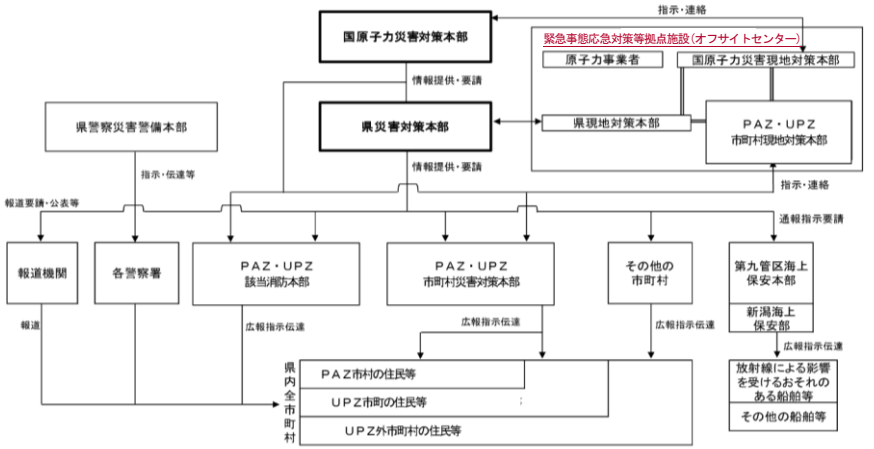 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）より	防災基本計画・県地域防災計画の記載に合わせた文言の見直し
第６節　避難・屋内退避実施に係る防護活動 １～２　（略） ３　避難・屋内退避等の対応方針 ⑴　市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、ＰＡＺにおける避難及びＵＰＺにおける屋内退避を主とする防護措置を実施する。 （追加） ⑵～⑷　（略） （追加）	**第６節　避難・屋内退避実施に係る防護活動** １～２　（略） ３　避難・屋内退避等の対応方針 ⑴　市は、原子力災害対策指針を踏まえ、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の進展を考慮し、ＰＡＺにおける避難及びＵＰＺにおける屋内退避を主とする防護措置を実施する。 なお、避難・屋内退避等指示の区域は、地区コミュニティを単位とし、原子力災害対策重点区域の範囲に基づくものとする。 ⑵～⑷　（略） ⑸　ＰＡＺにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施し、ＵＰＺにおいても、避難又は一時移	文言の整理 原子力災害対策指針・県地域防災計画の反映

修正前	修正後	修正理由
	転の実施が困難な場合の措置として屋内退避が継続されるものとする。 　特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。	
⑸　市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。 　その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。	⑹　市及び県は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。 　その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。	繰下げ
⑹　市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。	⑺　市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。	繰下げ
４　避難・屋内退避の実施	**４　避難・屋内退避の実施**	
⑴　ＰＡＺの住民等への避難指示等	⑴　ＰＡＺの住民等への避難指示等	
ア　（略）	ア　（略）	
イ　県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、ＰＡＺ内における避難の準備を行うとともに、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、ＰＡＺを含む市村にその旨を伝達する。 　また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、ＵＰＺ内における屋内退避の準備を行うとともに、ＵＰＺ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。	イ　県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、PAZ 内における避難の準備を行うとともに、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、ＰＡＺを含む市村にその旨を伝達する。 　また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、ＵＰＺ内における屋内退避の準備を行うとともに、ＵＰＺ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう要請する。	誤記の修正
ウ～オ　（略）	ウ～オ　（略）	
⑵　ＵＰＺの住民等への屋内退避指示等	⑵　ＵＰＺの住民等への屋内退避指示等	
ア　市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の	ア　市長は、施設敷地緊急事態発生時には、国及び県の要請又は独自の判断により、ＵＰＺ内の住民等に対し、自宅等で屋内退避の準備を、全面緊急事態発生時には、内閣総理大臣の	

修正前	修正後	修正理由
指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。 （追加）	指示及び知事の指示又は独自の判断により、速やかに自宅等で屋内退避するよう指示する。 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。	原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合
イ　（略）	イ　（略）	
⑶～⑺　（略）	⑶～⑺　（略）	
（追加）	⑻　屋内退避継続の判断と避難への切替え 国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後３日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとしている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、屋内退避を実施する区域を含む市町村と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。 なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うとしている。 また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要があるとしている。	原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合
⑻　屋内退避の実施における留意点	⑼　屋内退避の実施における留意点	繰下げ
ア　（略）	ア　（略）	
イ　市は、屋内退避を指示する際、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、屋内退避における留意点を住民に周知する。	イ　市は、屋内退避を指示する際、窓を閉め、換気扇のほか、外気を取り込む設備を停止する等、気密性に配慮するよう、屋内退避における留意点を住民に周知する。	原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合
ウ～エ　（略）	ウ～エ　（略）	
（追加）	オ　国は、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等	原子力災害対策指針の記載に合

修正前	修正後	修正理由
	の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。 　また、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うとしている。	わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合
５　（略）	５　（略）	
６　要配慮者等への支援	６　要配慮者等への支援	
（略） ⑴　市及び県は、警戒事態が発生した場合、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。 　なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。 　また、ＵＰＺ内においては、（追加）要配慮者の屋内退避を準備する。	（略） ⑴　市及び県は、警戒事態が発生した場合、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者の迅速な避難を実施するため、避難車両の手配を開始するとともに、市は、ＰＡＺにおける施設敷地緊急事態要避難者に対し避難準備を行うよう広報する。 　なお、施設敷地緊急事態要避難者のうち、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設等を活用する等して、屋内退避の準備を行うよう連絡する。 　また、ＵＰＺ内においては、必要に応じ要配慮者の屋内退避準備に着手する。	防災基本計画・原子力災害対策指針・県地域防災計画との整合
⑵　市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりＰＡＺ内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。 　また、ＵＰＺ内においては、要配慮者の屋内退避を実施する。また、必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。 　県は、ＵＰＺ外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。	⑵　市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断によりＰＡＺ内の住民等に対し避難の準備、及び施設敷地緊急事態要避難者に対し避難の指示を行う。なお、避難の実施により健康リスクが高まると判断される施設敷地緊急事態要避難者については、国、県及び防災関係機関等と連携し、防護対策を実施した施設を活用する等した屋内退避を行い、これを支援する者が付き添う場合についても考慮し、安全の確保を図る。 　また、ＵＰＺ内においては、（削除）必要に応じ早期に要配慮者の避難準備に着手する。 　県は、ＵＰＺ外の市町村に対し、要配慮者の避難準備（避難・一時移転先の確保等）に協力するよう要請する。	防災基本計画・原子力災害対策指針・県地域防災計画との整合
⑶　（略）	⑶　（略）	
⑷　病院等医療機関、社会福祉施設等は、避難の指示があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難について、あらかじめ定めた施設ごとに定めた避難計画に基づき実施するものとする。	⑷　病院等医療機関、社会福祉施設等は、避難の指示があった場合は、入院又は入所の要配慮者の避難について、あらかじめ（削除）施設ごとに定めた避難計画に基づき実施するものとす	文言の整理

修正前	修正後	修正理由
なお、防護対策を実施している施設においては、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等は、安全な避難の準備が整うまでの間、防護区画内での屋内退避を実施するものとする。	る。なお、防護対策を実施している施設においては、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者等は、安全な避難の準備が整うまでの間、防護区画内での屋内退避を実施するものとする。	
⑸～⑹　（略）	⑸～⑹　（略）	
⑺　県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。	⑺　県は、市に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童及び妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行う。	文言の整理
⑻　（略）	⑻　（略）	
７～14　（略）	**７～14　（略）**	
15　避難・屋内退避の解除	**15　避難・屋内退避の解除**	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　屋内退避指示の解除 市長は、内閣総理大臣による緊急事態解除宣言が発出された後、又はその指示に従い、又は緊急時モニタリング結果のほか、気象条件、汚染地域の除染対策等に係る県及び国の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。	⑵　屋内退避指示の解除 国において、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、市長は、国の判断に基づき、屋内退避の指示を解除する。	原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合
第７節　治安の確保	**第７節　治安の確保**	
１～２　（略）	**１～２　（略）**	
３　警戒区域への立入制限措置	**３　警戒区域への立入制限措置**	
⑴　県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立ち入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。	⑴　県警察等は、警戒区域が設定された場合、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限、若しくは禁止する措置を講ずる。	表記の修正
⑵　（略）	⑵　（略）	
４　（略）	**４　（略）**	
５　警戒警備活動	**５　警戒警備活動**	

修正前	修正後	修正理由
⑴　市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保等について県及び関係機関と連携し、万全を期する。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺において、県警察と連携し、治安の確保等に努める。 ⑵　（略） **６　（略）** **第８節　原子力災害医療の実施** **１～３　（略）** **４　原子力災害医療活動の実施** 略 ⑴　初期対応 ア　避難退域時検査班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の避難退域時検査及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。 イ～ウ　（略） ⑵～⑷　（略） **５　安定ヨウ素剤の服用** （略） ⑴　事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布されたＰＡＺ内の住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する。 ⑵～⑶　（略） **６　（略）**	⑴　市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保等について県及び関係機関と連携し、万全を期する。特に、避難指示等を行った地域及びその周辺において、県警察と連携し、治安の確保等に努める。 ⑵　（略） **６　（略）** **第８節　原子力災害医療の実施** **１～３　（略）** **４　原子力災害医療活動の実施** 略 ⑴　初期対応 ア　住民検査班は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所等から派遣された原子力災害医療派遣チームの指導を受け、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等の避難退域時検査及び除染等を行うとともに原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送等を支援する。 イ～ウ　（略） ⑵～⑷　（略） **５　安定ヨウ素剤の服用** （略） ⑴　事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示 市及び県は、安定ヨウ素剤が事前配布された（削除）住民等に対し、原子力規制委員会の判断及び国の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用するよう、伝達する。 ⑵～⑶　（略） **６　（略）**	防災基本計画、県地域防災計画との整合 防災基本計画・原子力災害対策指針の記載に合わせた文言の見直し、県地域防災計画との整合

修正前	修正後	修正理由
第９節～第 13 節　（略）	**第９節～第 13 節　（略）**	

修正前	修正後	修正理由
第１節　（略）	**第１節　（略）**	
第２節　複合災害時における応急対策	**第２節　複合災害時における応急対策**	
１～３　（略）	１～３　（略）	
４　住民等への情報伝達活動	**４　住民等への情報伝達活動**	
⑴～⑵　（略）	⑴～⑵　（略）	
⑶　市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。	⑶　市は、住民等の不安解消や混乱の防止のための問合せ窓口を増設するなど、体制を強化する。	**防災基本計画の記載に合わせた文言の整理**
５　避難・屋内退避等の防護措置	**５　避難・屋内退避等の防護措置**	
⑴　避難・屋内退避等実施に係る防護活動	⑴　避難・屋内退避等実施に係る防護活動	
ア　市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難、屋内退避等の防護措置は、第３章第６節３を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 　大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。 　なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。	ア　市は、大規模自然災害等が発生した場合の避難・屋内退避等の防護措置は、第３章第６節３を原則としつつも、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保される後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。 　大規模自然災害等による道路や避難施設等の被災状況に応じて、住民等に対して、避難することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置をとるよう指示し、また、国及び県が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、避難を指示するなど、独自の判断で適切に対応する。 　なお、県は、大規模自然災害時の広域避難に当たっては、市町村並びに関係機関から収集した避難施設、避難道路等の情報を考慮し、代替避難施設、避難経路及び避難手段等について、市に示す。	表記の修正
イ　（略）	イ　（略）	
⑵～⑶　（略）	⑵～⑶　（略）	
６～８　（略）	６～８　（略）	